

## 判 決 要 旨

### 【事件の表示】

高松高等裁判所平成29年（行ケ）第1号選挙無効請求事件

判決言渡日・平成30年1月31日（口頭弁論終結日・平成29年12月26日）

### 【裁判所の表示】

高松高等裁判所第4部 裁判長裁判官・石原稚也（いしはら ちがや）

裁判官・坂上文一，裁判官・林啓治郎

### 【主文】

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

### 【事案の概要】

本件は、平成29年10月22日に施行された衆議院議員総選挙（本件選挙）について、徳島県第1区，同第2区，香川県第1区，同第2区，同第3区，愛媛県第1区，同第2区，同第3区，同第4区，高知県第1区及び同第2区の各選挙区の選挙人である原告らが、衆議院小選挙区選出議員の選挙の選挙区割り（本件選挙区割り）に関する公職選挙法等の規定（本件区割規定）は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

### 【当裁判所の判断】

本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否かについて

- 1 原告らは、主位的に、憲法56条2項，1条，前文第1文の規定から、憲法は厳格な人口比例選挙を保障しており、1人1票の投票価値の平等に反すること自体が許されないと主張する。

しかし、憲法は、国会の両議院の議員の選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量を認めていると解すべきであり、国民主権の原理及び代表民主制の統治機構の理念から、原告らが主張するような、厳格な人口比例選挙の保障が論理必然的に導き出されると解することは困難である。また、これらの原理等から当然に、憲法が、1人1票の投票価値の平等の要求に反すること自体を容認せず、国会の立法裁量権を著しく限定していると解することもできない。

- 2 原告らは、予備的に、本件区割規定では、12都県については、平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決が憲法の投票価値の平等の要求に反すると判断した1人別枠方式が維持されており、平成24年改正前の区画審設置法3条2項に基づいて配分された定数の見直しがされていないことになるから、違憲状態の瑕疵を帯びていると主張する。

しかし、平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決は、いずれも平成1

4年改正による区割規定，すなわち，1人別枠方式を定めた平成24年改正前の区割基準規定の定める選挙区割りの下で施行された選挙について判断したもので，選挙当日における最大較差は，平成21年選挙では2.304倍に，平成24年選挙では2.425倍に達しており，較差2倍以上の選挙区は，平成21年選挙では45選挙区，平成24年選挙では72選挙区も存在していた。また，平成27年大法廷判決は，1人別枠方式を定めた平成24年改正前の区画審設置法3条2項の規定が削除され，平成25年改正による改定を経た後の選挙区割りの下で施行された選挙について判断したものであるが，選挙当日における最大較差は，なお2.129倍に達しており，較差2倍以上の選挙区も13選挙区存在していた。平成27年大法廷判決は，このような事実関係の下で，投票価値の較差の状況やその要因となっていた事情などを総合考慮して，同選挙区割りはなお憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったと判断したものである。

これに対し，本件選挙は，平成29年改正による改定を経た後の本件区割規定及び本件選挙区割りの下で施行されたものであり，選挙当日における選挙区間の最大較差は1.979倍で，較差2倍以上の選挙区は全くなかった。

国会が具体的な選挙区を定めるに当たっては，都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として，地域の面積，人口密度，住民構成，交通事情，地理的状况といった事情のほか，国政における安定性や連続性の確保を図る必要等の事情を考慮することも許容されているものと解されるころ，国会が，平成29年改正において，選挙制度の安定性等を考慮し，これまでとは異なるアダムズ方式の全面的な導入を平成32年の大規模国勢調査からとした上で，それまでの措置として，各都道府県の選挙区数の0増6減を前提に，平成27年の簡易国勢調査の結果に基づく最大較差が2倍未満になるようにするとともに，平成32年見込人口に基づく最大較差も2倍未満になるように，19都道府県の97選挙区において区割りを改め，分割市区町の数を138選挙区105市区町としたことは，平成23年大法廷判決が投票価値の平等の要請に配慮した合理的な基準を定めたものと評価した平成24年改正前の区画審設置法3条1項（平成28年改正前の区画審設置法3条）の規定，さらには，これを厳格化した平成28年改正後の区画審設置法3条1項の規定に則したものとして合理性があり，国会の立法裁量権の行使として相当なものといえることができる。

そうすると，本件選挙の施行当時，本件選挙区割りが，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということはいえない。

3 したがって，原告らの上記主張は，いずれも採用できない。

以 上